

別添 6 緊急時生産流通体制支援事業（緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）

第 1 事業の内容

この事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 緊急時対応に向けた検討会の開催

鳥インフルエンザや自然災害の発生時に備え、以下の内容について検討する会議の開催

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に即した食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための方策
- (2) 自然災害の発生時に食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための方策

2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援

(1) 滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等に対する支援

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）第 32 条の規定に基づいて定められた移動制限区域内（以下「移動制限区域」という。）に食鳥処理場を有する食鳥処理事業者（以下「区域内処理事業者」という。）が、鳥インフルエンザの発生により流通が滞った鶏肉（以下「滞留鶏肉」という。）を一時保管するために必要な設備のリース料並びに滞留鶏肉の保管及び凍結に係る経費及び一時保管施設までの輸送に必要な車両借上費等の補助

(2) 食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等に対する支援

区域内処理事業者が、鳥インフルエンザの発生時に、防疫指針第 10 の 4 の (1) の①に規定する食鳥処理場の再開の要件（以下「食鳥処理場の再開要件」という。）を満たすために必要な消毒機器のリース料等及び防疫指針第 10 の 1 の (1) に基づき食鳥処理を停止した期間内に行う食鳥処理機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等の補助

(3) 自然災害により被災し、通常稼働が可能となるまでに必要な機器のリースに対する支援

自然災害により被災した食鳥処理場を有する食鳥処理事業者（以下「被災食鳥処理事業者」という。）が、施設の再開のため食鳥処理機器の洗浄等に必要な非常用電源及び洗浄・消毒装置のリース料の補助

(4) 食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るために必要な経費等に対する支援

現に稼働している食鳥処理場を有する食鳥処理事業者（以下「稼働処理事業者」という。当該稼働処理事業者の業務執行の責任を負う者（株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務執行社員、その他の法人にあつては理事等をいう。）の一部若しくは全部が共通する事業者又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社は、全て同一の稼働処理事業者とみなす。）が鳥インフルエンザの発生により、処理羽数が大きく減少した場合に、食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るために必要な経費等の補助

第2 事業の実施

1 実施要領の作成

事業実施主体は、第1の2の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援の基準

(1) 鳥インフルエンザ発生時の滞留鶏肉の一時保管に必要な設備のリース等に対する支援

ア 一時保管支援の対象滞留鶏肉の範囲

一時保管支援の対象となる滞留鶏肉の範囲は、原則として区域内処理事業者が家伝法第32条の規定に基づく移動制限措置が講じられた日（以下「移動制限日」という。）から当該移動制限措置が解除された日までに食鳥処理したものであって、鳥インフルエンザの発生により流通が滞った鶏肉（正肉等及び食用としての市場流通価値がある副産物）とする。

ただし、区域内処理事業者が移動制限日より前に食鳥処理していた鶏肉であっても、移動制限措置が講じられた時点までに出荷が決定していて鳥インフルエンザの発生により流通が滞ったものについては、当該出荷日がイの一時保管期間内であつて、かつ、移動制限措置の時点で自社又は移動制限区域内の営業倉庫に残置されていたものに限り、当該出荷予定日からイの一時保管期間の終了日までの期間について、支援の対象とする。

イ 一時保管支援の対象期間

一時保管支援の対象となる期間は、原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除後21日までの間とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

ウ 一時保管支援の対象リース等の範囲

補助対象経費は、区域内処理事業者が鶏肉を一時保管するための以下のいずれかの経費及びその他一時保管の実施に必要な附帯設備費とし、補助率は2分の1以内とする。

(ア) 冷蔵庫又は冷凍庫を賃借する場合のリース料

(イ) 営業倉庫（ただし、理事長が特に認めた場合は、他の食鳥処理事業者の所有する倉庫を含む。）の保管料、入出庫料、凍結料及び当該倉庫等までの輸送に必要な車両借上費（輸送に係る運転労賃を含む。ただし、輸送に係る燃料代は除く。）

(2) 鳥インフルエンザ発生時の食鳥処理場の再開に必要な機器のリース等に対する支援

ア 食鳥処理場再開支援の対象リース等の範囲

食鳥処理場再開支援の対象となるリース等の範囲は、区域内処理事業者が、出入場車両の消毒及び交差汚染防止等の食鳥処理場の再開要件を満たすために導入が必要な消毒機器のリース料及びその他再開に必要な附帯機器費（ただし、消毒液等の消耗品費は除く。）並びに食鳥処理機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 食鳥処理場再開支援の対象リース期間

食鳥処理場再開支援の対象となるリース期間は、原則として移動制限日から当該移動制限措置の解除までの間とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

(3) 自然災害により被災し、通常稼働が可能となるまでに必要な機器のリースに対する支援

ア 通常稼働支援の対象リースの範囲

通常稼働支援の対象となるリースの範囲は、被災食鳥処理事業者が、施設の再開のため食鳥処理機器の洗浄等に必要な非常用電源及び洗浄・消毒装置のリース料とし、補助率は2分の1以内とする。

イ 通常稼働支援の対象リース期間

通常稼働支援の対象とするリース期間は、原則として自然災害により被災した日から通常稼働が可能となるまでの間（非常用電源については停電を証明する書類等で確認できる期間、洗浄・消毒装置につい

ては被災後の食鳥処理開始時に食肉衛生検査所が発行する検査証明書等で確認できる期間)とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

(4) 鳥インフルエンザの発生により処理羽数が大きく減少した稼働処理事業者の食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るための経費等に対する支援

ア 実施基準の作成

稼働処理事業者は、あらかじめ事業実施年度の前年度を除く直近3年度の月別の処理羽数の実績(鶏卵の価格下落等の要因などにより大きく変動したと認められた羽数を除く。)の平均を基に月別の基準処理羽数(以下「基準処理羽数」という。)を作成し、別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化事業(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)食鳥処理の実施基準(以下「実施基準」という。)を事業実施主体に提出するものとする。

イ 処理計画の作成

ウの(イ)の補助対象経費を申請する場合、稼働処理事業者は、以下の手続により、別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化事業(緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)食鳥処理の実施計画(以下「処理計画」という。)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(ア) 主要な取引先の養鶏農家からの集荷予定の羽数を基に月別の処理予定の羽数(以下「処理予定羽数」という。)を作成する。この場合、処理予定羽数の合計は、同月の基準処理羽数を上限とする。

(イ) 令和8年4月末日までに、令和8年4月から7月を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとし、令和8年5月から12月までの各月末日までに、当該月の翌月から3か月までの間を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。また、翌月以降の処理計画に変更が生じることが明らかとなった場合にあつては、計画を変更しようとする月の前月末までに処理計画を再提出するものとする。

ウ 処理・流通機能維持支援の対象経費の範囲

処理・流通機能維持支援の対象となる経費の範囲は、稼働処理事業者が、鳥インフルエンザの発生により、基準処理羽数の25%を超えて、処理羽数の減少が生じた場合に当該稼働処理事業者が食鳥の円滑な処理・流通機能の維持を図るための以下の経費とする。

(ア) 食鳥処理機器の機能の維持に係る費用

稼働処理事業者が所有する食鳥処理機器の機能の維持に係る費用とし、補助率は2分の1以内とする。ただし、7の実施期間に申請できる補助金の額は、稼働処理事業者当たり100万円を上限とする。

(イ) 円滑な食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費相当額

事業実施主体が、稼働処理事業者の円滑な食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費（(ア)に係る経費を除く。）相当額の交付に要する経費とする。

経費相当額の算出方法は、次のとおりとする。

a 稼働処理事業者において、鳥インフルエンザの発生により基準処理羽数の25%を超えて、処理羽数の減少が生じた月別に、別表2に基づき算出した鳥インフルエンザの発生により減少した羽数（以下「補助対象羽数」という。）に4円以内の額を乗じた金額とする。ただし、同表に基づき算出する殺処分羽数の上限は、基準処理羽数の75%とする。

b aの算出に用いる月は、ウに規定する処理羽数の減少が生じた月に該当する月のうち、7の実施期間の最初の月から早い順に3か月分までを上限とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

エ 処理・流通機能維持支援の対象発生期間

処理・流通機能維持支援の対象となる鳥インフルエンザの発生期間は、令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

3 事業の参加申請

この事業に参加する区域内処理事業者、被災食鳥処理事業者及び稼働処理事業者（以下「事業参加者」という。）は、事業実施主体の定める参加申請書（以下「参加申請書」という。）を作成の上、事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

4 実施状況報告

事業参加者は、第1の2の（1）から（3）までの事業実施後、速やかに当該取組の確認に必要な書類を添付し、事業実施主体の定める実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を事業実施主体に提出するものとする。

5 都道府県への報告

事業実施主体は、第1の2の（1）から（3）までの事業に係る3の参加申請書を承認した場合及び4の実施状況報告書を受領した場合は、当該

事業参加者が所在する都道府県に報告するものとする。

6 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

7 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和8年度とする。

第3 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携を図り、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

2 都道府県知事は、この事業が適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底及び事業参加者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定めるところにより、事業実施主体がこの事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 実施基準の申請

事業実施主体は、第2の2の（4）の事業を実施する場合は、稼働処理事業者から提出される実施基準を取りまとめの上、交付申請書の別紙2「食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）食鳥処理の実施基準承認申請書」を作成し、1の交付申請書とともに理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

3 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号）第80条第1

項第1号イ及びロの理事長が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

4 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、補助金交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

5 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知があった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第6号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

6 消費税及び地方消費税の取扱い

- (1) 事業実施主体は、機構に対して1の交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 事業実施主体は、(1)のただし書により補助金の交付申請をした場合において、5の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 事業実施主体は、(1) のただし書により補助金の交付申請をした場合において、5 の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に報告するとともに、その金額（(2) の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第6 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

1 事業参加者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、第2の3に定める参加申請時に当該通知別添1の『みどりチェック』チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施主体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを事業実施主体に提出するものとする。

2 事業実施主体は、全ての事業参加者から「みどりチェック」チェックシートを収集し、第5の1の交付申請時、第5の3の変更承認申請時第及び第5の5の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、事業参加者の氏名及び住所（都道府県）の情報を含めることとする。

3 事業実施主体は、第1の1の事業の実施に当たっては、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第5の1の交付申請時に「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、機構に提出するものとする。

また、第5の5による実績報告時には、当該「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

第7 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び事業参加者に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 緊急時対応に向けた検討会の開催	鳥インフルエンザや自然災害の発生時に備え、迅速な取組を行えるよう、関係者による地域検討会等を開催するのに要する経費	定 額
2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援	<p>事業実施主体が、緊急時に安全かつ効率的な鶏肉の処理・流通体制の整備を図る事業参加者に対し、次の必要な経費の一部を補助するのに要する経費とし、対象となる事業参加者は、（１）は区域内処理事業者、（２）は被災食鳥処理事業者、（３）は稼働処理事業者とする。</p> <p>（１）鳥インフルエンザ発生時</p> <p>ア 滞留鶏肉を冷蔵庫又は冷凍庫に一時保管するためのリース料等</p> <p>イ 滞留鶏肉を営業倉庫等に一時保管するための保管料、入出庫料、凍結料及び輸送料</p> <p>ウ 食鳥処理場の再開要件を満たすために導入が必要な消毒機器のリース料等及び食鳥処理機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等</p> <p>（２）自然災害発生時</p> <p>食鳥処理機器の洗浄等に必要非常用電源及び洗浄・消毒装置のリース料</p> <p>（３）鳥インフルエンザにより大きな影響を受けた稼働処理事業者の食</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p>

	<p>鳥処理場が食鳥の円滑な処理、流通機能の維持を図るための以下の経費等</p> <p>ア 食鳥処理機器の機能の維持に係る費用</p> <p>イ 円滑な食鳥処理・流通機能の維持のために必要な経費相当額</p>	<p>1 / 2 以内 (1 稼働処理事業者当たり 100 万円を上限とする)</p> <p>補助対象羽数 1 羽当たり 4 円以内</p>
3 事業推進費	この事業を推進するのに必要な経費	定 額

別表 2 1 か月あたりの補助対象羽数の算定方法

<p>(算定式)</p> <p>補助対象羽数 = 殺処分羽数 - 該当月の基準処理羽数の 25%</p> <p>(殺処分羽数)</p> <p>処理計画に記載のある養鶏農家の処理予定羽数のうち、第 2 の 2 の (4) のエの期間に発生した鳥インフルエンザの発生に伴う殺処分により、集荷が出来なかった羽数であり、次のいずれか少ない羽数とする。</p> <p>1 鳥インフルエンザが発生した養鶏農家から集荷ができなかったことを証明できた羽数。 ただし、処理計画の該当月の処理予定羽数を上限とする。</p> <p>2 稼働処理事業者の実施基準の該当月の基準処理羽数から当該月の処理実績を差し引いた羽数。</p>



別紙様式第1号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）
食鳥処理の実施基準

番 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 殿

住 所
稼働処理事業者名
代表者氏名

1 食鳥処理の処理羽数実績及び基準処理羽数

(単位：羽)

区分	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
処理羽数 の実績	年度												
	年度												
	年度												
	平均												
基準処理羽数													

(注) 1 処理羽数の実績は、事業実施年度の前年度を除く直近3年度の月別の処理羽数の実績値（鶏卵の価格下落等の要因などにより大きく変動したと認められた羽数を除く。）を記載する。

2 基準処理羽数の月ごとの上限は、同月の処理羽数実績の平均羽数とする。

2 添付資料

(1) 直近3年度の処理実績値を証する書類（食鳥処理検査申請書等）

(2) 卵価の下落などにより、大きく変動した処理羽数が分かる書類

別紙様式第2号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）食鳥処理の実施計画（令和 年度 月～ 月 分）

番 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 殿

住 所
稼働処理事業者名
代表者氏名

1 処理計画

（単位：羽）

養鶏農 家名	処理予定羽数			
	月	月	月	月
合計				

（注）1 処理予定羽数は、別紙様式第1号食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）食鳥処理の実施基準に記載した同月の基準処理羽数を上限とする。

2 処理計画作成時点で鳥インフルエンザが発生している養鶏農家の処理予定羽数については、当該養鶏農家から集荷予定であった羽数を記載することができる。ただし、基準処理羽数から当該養鶏農家以外の養鶏農家の処理予定羽数を差し引いた羽数を上限とする。

3 この処理計画は、令和8年4月末日までに、令和8年4月から7月を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとし、令和8年5月から同年12月までの各月末日までに、当該月の翌月から3か月までの間を対象とした処理計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（例）1回目：令和8年4月から同年7月まで

2回目：令和8年8月から令和8年9月まで

2 添付資料

- (1) 稼働処理事業者と養鶏農家間での取引を証明する書類（集出荷契約書等）
- (2) 養鶏農家ごとの先3か月分の集荷計画書等

別紙様式第3号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）を実施したいので、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の1の規定に基づき、補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙1「令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分			備考
		機構 補助金	自己 負担	その他	
合 計					

- (注) 1 区分欄は、別表1に規定された事業の種類ごとに記載すること。
 2 実施要綱第2の2の(4)の事業を実施する場合は、別紙2を作成し、添付すること。
 3 事業の一部を他に委託する場合には、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款及び業務方法書

(2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(3) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙1「令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）実施計画」

1 緊急時対応に向けた検討会の開催

実施時期	開催地	内 容	事業費	負担区分		算出根拠
				機構補助金	その他	
			円	円	円	
計						

- (注) 1 委託して実施する場合は、内容の欄にその旨及び委託先を記載すること。
 2 委託先の法人概要等を添付すること。

2 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備及び機器のリース等並びに食鳥の円滑な処理・流通機能を維持するために必要な経費等に対する支援

実施時期	内 容	事業費	負担区分		算出根拠
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
計					

- (注) 1 事業内容の概要を添付すること。
 2 補助対象とする経費の内訳が具体的に明らかとなる書類等を添付すること。

3 事業の推進

内 容	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

別紙様式第4号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）の実施について、下記の理由により変更したいので承認されたく、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の3の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第3号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び負担区分と変更後の事業の内容及び負担配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、国食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の4の（2）の規定に基づき、請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) / ②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円

- (注) 1 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での支出実績及び支出計画を添付すること
2 実施要綱別添6の第2の2の（4）のウの経費を請求する際は、鳥インフルエンザの発生により、減少した処理羽数の代替調達先を確保する取組内容を記した計画書を添付すること

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金
口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

別紙様式第6号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業
 (緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業)
 実績報告書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団 体 名
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）を下記のとおり実施したので、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
 (別紙様式第3号の別紙1に準ずる。)

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	精算払 請求額	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金			
計							

- (注) 1 対象経費が適正なものであることを裏付ける書類等を添付すること。
 2 事業の一部を他に委託した場合には、区分ごとに事業費の欄にその

委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金

口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

6 添付資料

(1) 事業成果物（事業により作成した資料、調査報告書等）

(2) 鳥インフルエンザの発生により、減少した処理羽数の代替調達先を確保する取組内容を記した計画書（実施要綱別添6の第2の2の(4)のウの経費を請求する場合のみ）

(3) 「みどりチェック」チェックシート（及びその一覧）

別紙様式第7号

令和 年度食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった食肉流通経営体質強化事業（緊急時生産流通体制支援事業のうち緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業）について、食肉流通経営体質強化事業実施要綱別添6の第5の6の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料